

9	理学療法Ⅰ	180単位		△	既存の介護老人保健施設の指定基準上、理学療法士又は作業療法士の配置と機能訓練の実施が定められており、介護報酬上も基本施設サービス費において評価しているが、常勤専従の配置について、必要に応じて別途評価することとしてはどうか。
	理学療法Ⅱ	100単位			
	理学療法Ⅲ	50単位			
	日常生活活動訓練加算				
	リハビリ計画加算				
10	作業療法	180単位		△	既存の介護老人保健施設の指定基準上、理学療法士又は作業療法士の配置と機能訓練の実施が定められており、介護報酬上も基本施設サービス費において評価しているが、常勤専従の配置について、必要に応じて別途評価することとしてはどうか。
	日常生活活動訓練加算				
	リハビリ計画加算				
11	言語聴覚療法	180単位		○	
12	摂食機能療法	185単位	患者の状態像に対応した診療計画書に基づく訓練指導を行った場合	○	
13	リハビリテーションマネジメント	25単位	多職種協働によるカンファレンスの実施等に基づく理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法を行った場合	—	介護報酬上、介護老人保健施設の加算で同様の内容について評価が行われている（1日25単位）ため、重ねて評価することとはしない。
14	短期集中リハビリテーション	60単位	入院日から3ヶ月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合	—	介護報酬上、介護老人保健施設の加算で同様の内容について評価が行われている（1日60単位）ため、重ねて評価することとはしない。
15	精神科作業療法	220単位	精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行う作業療法	○	
16	認知症老人入院精神療法	330単位	精神科医師の診療に基づき対象となる患者ごとに治療計画を作成し、この治療計画に従って行う。	○	